

定員  
200名  
無料

# 【事業者向け・消費者向けセミナー】 建築分野に詳しい弁護士から学ぶ 民法改正に伴う工事請負契約に関するセミナー

民法改正（令和2.4.1施行）に伴い、民法から「瑕疵」という用語がなくなり、「契約不適合」という新しい用語を使うこととなります。これらの民法改正にあわせ、請負契約約款の改訂準備を進めていく必要があります。本セミナーでは、改正民法対応の請負契約約款の書式例を提供し、4月以降万全の体制で契約に臨むためのポイントを住宅・建築・土木・設計・不動産業界の専門弁護士が解説します。

また、建設業法の遵守について福島県の担当者から説明があります。



日時

令和2年1月24日（金）

午後1時30分～4時00分

場所

郡山市「ビッグパレットふくしま」  
3F 中会議室A・B

〒963-0115 福島県郡山市南二丁目52番地  
☎024-947-8010

演題1

「改正民法に伴う工事請負契約」徹底解説

講師

秋野 卓生 氏

弁護士法人 匠総合法律事務所 代表弁護士

[プロフィール]

慶応義塾大学法学部法律学科卒業。

2001年4月に秋野法律事務所を開設、03年に現事務所名へ改名。

18年度から慶応義塾大学法学部教員。（法学演習 / 民法）



演題2

建設業法の遵守について

講師

福島県土木部建設産業室 主任主査 紺野 充 氏

申込方法：FAX024-529-5274 | 申込締切日／令和2年1月17日（金）

## 【FAX申込書】

※必要事項をご記入の上、上記FAX番号にお送りください。

※受講票は発行致しませんので、直接会場にお越しください。

※お知らせいただいた個人情報は今回のセミナーおよびご案内にのみ使用し、それ以外の目的で使用することはありません。

お名前	会社名
所属団体	電話番号

■主催：福島県／福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

■共催：福島県行政書士会／（一社）福島県建設業協会／全建総連福島（福島県建設労働組合連合会）／（一社）福島県工務店協会／（一社）建築大工業協会

■後援：（公社）福島県建築士会／（一社）福島県建築士事務所協会

■お申込み・お問合せ：事務局 福島県耐震化・リフォーム等推進協議会

〒960-8061 福島市五月町4-25 TEL.024-563-6213 FAX.024-529-5274